IV 政治団体の政治活動

後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類

(公選法第143条第16項)

後援団体は、その政治活動のために使用される**当該後援団体の名称を表示する**立札及び看板の類を、 政令で定める範囲内で、かつ当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において **通じて2を限り**、掲示することができる。

- 「後援団体」とは、公選法第199条の5第1項に規定するものである。すなわち、政党その他の政治 団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の 候補者等を推薦し若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもののことである。 個々具体の団体が後援団体であるか否かについては、結局、各団体の活動の実態等から具体的に判断せ ざるを得ないが、その団体の通常時における活動から総合的に判断することとなる。
- 「立札及び看板」とは、一般的には「立札」とは、その構造上、独立してこれを立てるか又は施設若しくは物件に立てかけられるものを意味し、「看板」とは、施設又は物件に比較的固定的にとりつけられるものを意味すると考えられている。なお、立札及び看板の類は、平面による効果を期待していると思われるので立体的なもの、たとえば広告塔のようなもの、又はあんどん型ちょうちんのようなものは、立札及び看板の類には含まれないものである。
- 「政治活動のために使用する事務所」とは、後援団体がその政治活動のために各種の事務を行う場所 として定めたものであり、又、その実態からみてもそのようなものとして使用されているものをいう。
- 「その場所において」とは、事務所の設置の場所と社会通念上合理的に判断される場所であることを要する。
- 「通じて2」とは、立札及び看板の類を通じて2という意味である。
 - (1) 立札及び看板の類の総数(公選法施行令第110条の5)

立札及び看板の類の総数は、次に掲げる各選挙の区分に応じて、後援団体、候補者等について、それぞれ下記の数の範囲内でなければならない。

	選挙の区分	後援団体 同一の候補者に係る後援団体 の全てを通じて下記の数	候 補 者 等	証票交付申請先
ア	衆議院議員選挙 (小選挙区選出議員に係るもの)	15	10	県選管
イ	衆議院議員選挙 (比例代表選出議員に係るもの) ※ 北関東ブロック	60 ただし1の衆議院小選挙区選出 議員の選挙区の区域においては 15を超えることができない	40 ただし1の衆議院小選挙区選出 議員の選挙区の区域においては 10を超えることができない	中央選管(総務省)
ウ	参議院議員選挙 (選挙区選出議員に係るもの) ※ 茨城県選挙区	24	16	県選管
片	参議院議員選挙 (比例代表選出議員に係るもの)	150 ただし茨城県内においては 24 を超えることはできない	100 ただし茨城県内においては 16 を超えることはできない	中央選管(総務省)
オ	茨城県知事選挙	24	16	
カ	県議会議員選挙	6	6	県選管
キ	市議会議員又は市長選挙	6	6	市町村
ク	町村議会議員又は町村長選挙	4	4	選管

(2) 立札及び看板の類の規格その他(公選法第143条第16項、第17項)

① 掲示場所 政治活動のために使用される事務所

② 枚数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所につき2枚が限度

③ 看板の規格 <u>縦150cm×横40cm以内</u>(「脚」の部分を含む。)

④ 証票の貼付 中央選挙管理会又は選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限 は掲示できる

<u>り掲示できる。</u>

(注1) 立札及び看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、<u>事務所の実体のない場所</u> や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

(注2) 選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、<u>選挙運</u> 動期間中に新たに掲示することはできません。

(3) 政治活動用ポスターの掲示の禁止

候補者又は立候補予定者(公職にある者を含む。)の政治活動のために使用されるポスター(当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの。)及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター(後援団体の名称を表示するもの。)の掲示については、ベニヤ板、プラスチック板等で裏打ちされたものは禁止されている。

また、裏打ちされたポスター以外のポスターについても、候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示するために掲示するもの及び各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定期間(下記の日から選挙の期日までの間)内に当該選挙区内に掲示するものは禁止されている。

衆議院議員総選挙 任期満了の日の6月前の日又は衆議院の解散の日の翌日から

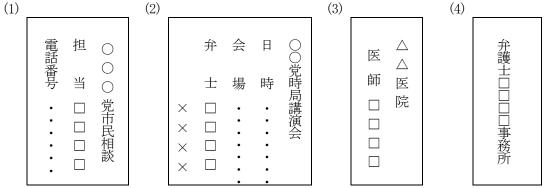
参議院議員通常選挙 任期満了の日の6月前の日から

地方選挙 任期満了の日の6月前の日又は選挙を行うべき事由が告示された日の翌日から

(4) 関係実例判例 (候補者等及び後援団体の政治活動用の文書図画の掲示)

- ① 立札、看板の類の意義
 - (問) ガラス板を四角に囲み、中に電灯を灯し、表面の一面又は二面に記載したものは、後援団体等の 事務所の立札及び看板の類として使用できるか。
 - (答) 立札及び看板の類と認められないので使用できない。

- ② 候補者等の政治活動用文書図画とその他の文書図画との区別
 - (問) 下記の立札及び看板の類又はベニヤ板などで裏打ちされたポスターは、候補者等が政治活動のために使用するものとして規制の対象になるか。(注 □□□□□は候補者等の氏名)

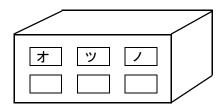


- (答)(1)態様によっては候補者等の政治活動や選挙運動となるおそれがあるので、候補者等の氏名 の記載は差しひかえられたい。
 - (2) 候補者等の氏名が通常の文字で候補者等以外の弁士とともに記載されている場合には、消極に解する。
 - (3) 及び(4) 公選法第129条、第146条に違反しない限り差し支えない。
- ③ 駐車場の表示と後援団体の政治活動用立札及び看板の類
 - (問) 下記の立札及び看板の類は、後援団体が政治活動のために使用するものと して規制の対象になるか。

○○後援会 専用駐車場

- (答) 記載内容、大きさ、使用の態様等からみて、後援団体の政治活動のために用いられていると認められる場合には掲示できない。なお、場合によっては、公選法第 129 条、第 146 条に抵触することもある。
- ④ 後援団体等の事務所用立札及び看板の類の両面使用と数の規制
 - (問)後援団体等の事務所の立札及び看板の類の両面使用は、数の規制の上では2枚として計算されるのか。
 - (答) お見込みのとおり。(したがって、証票は両面に貼らなければならない。)
- ⑤ 候補者等の事務所と後援団体の事務所とが同居している場合の立札及び看板の類の数
- (問) 一つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所とが同居している場合、その場所にはそれ ぞれ2枚の立札及び看板の類を掲示することができるか。
- (答) それぞれの事務所の実態がある場合は、お見込みのとおり。
- ⑥ 選挙期間中における後援団体の文書図画の掲示
- (問)候補者等の氏名を冠した名称の後援団体が、選挙期間中、当該名称の表示をした事務所用立札 及び看板の類を新たに掲示することはできるか。(公選法第201条の13関連)
- (答) できない。

- ⑦ とびらへの記載と立札及び看板の類
 - (間)事務所の入口のとびらに規格内の枠を設けて直接後援団体の名称を記載したものは、公選法第143条第16項第1号の立札及び看板の類として使用できるか。
 - (答) お見込みのとおり。
- (8) 後援団体の数と支部
 - (問)後援団体が各市町村ごとに支部をおき、当該支部は、それぞれ独自に政治団体の届出をしている場合、これら支部をそれぞれ独立の後援団体として公選法第143条第16項を適用できるか。
 - (答) 当該後援団体がその本部支部を通じて一体的な政治活動をしているものであれば、その支部も 含めて一つの後援団体であると解する。
- ⑨ 事務所のガラス窓へのポスターの貼付
- (問) 候補者等の事務所のガラス窓へ次のように、候補者等の氏名又はそれが類推される事項を表示 したポスターを貼ることは規制されるか。



- (答) 掲示の態様によっては、公選法第129条、第146条に違反するおそれがある。
- ⑩ 政党の掲示板への候補者等の氏名の記載
 - (問) 政党の掲示板に掲示責任者として候補者等の氏名を記載することは違法か。
 - (答) 候補者等の氏名を大書するなど、候補者等の政治活動用又は選挙運動用の文書図画と認められない限り消極に解する。
- ① 自動車の車体に後接会の名称を記載すること。
 - (問)後接会の宣伝用自動車の車体に当該後接会の名称を直接記載することは、公選法第 143 条第 16 項に違反するか。
 - (答) 一般には政治活動のための文書図画として公選法第143条第16項の違反となる。
- ① 政党の政治活動用文書図画と候補者等の政治活動用文書図画との区別
 - (問) 政党の演説会告知用ポスターで当該選挙区の議員一人を弁士として記載したものをベニヤ板に 裏打ちして掲示できるか。
 - (答) 記載の態様等により判断されるべきものと思うが、一般には議員個人の政治活動のためその氏 名等を表示する裏打ちポスターとみられる場合が多い。

〔参考〕後援会活動と選挙運動について

- 1 政治団体としての後援会は、周囲の人々が、政治家の人格等を敬慕してその人の政治的活動を後援することを目的として結成されるものと言われています。ですから、<u>後援会活動は、あくまで</u>その政治家の主義・主張の普及・宣伝等の政治活動が中心になると思われます。
- 2 一方、選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得しめるために行う一切の運動を意味し、その候補者が立候補した日から投票日の前日の間においてしかできません。
- 3 選挙告示直前によく行われる後援会活動に名を借りた売名行為等は、選挙の公正を害する事前運動として取締りの対象とされています。

後援会はあくまで政治活動を行うことを目的とする団体であり、公選法の適用上、この政治活動 からは上記2の選挙運動は除かれていることに十分注意して下さい。

4 選挙運動期間中は、一般的な政治活動のうち、規制されているものがありますので、気をつけて下さい。

記載例1

証 票 交 付 申 請 書

(公職の候補者等分)

令和○年○月○日

茨城県選挙管理委員会委員長 市(町)(村)選挙管理委員会委員長

 候補者等
 氏名
 甲野太郎
 ⑩

 住所
 〇〇市〇〇町〇〇〇番地

 電話
 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

職業〇〇〇〇

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 4 項の証票の交付を受けたいので、同条第 5 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

		立札・看板の規格及び記載内容
〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇市〇〇町〇〇番地	1 2 2 1 1 mmにつき2枚まで	150cm

記載例2
(後援団体分)

証 票 交 付 申 請 書 (後援団体分)

令和○年○月○日

茨城県選挙管理委員会委員長 市(町)(村)選挙管理委員会委員長

> 後援団体の名称 甲野太郎後援会 代表者の氏名 乙野 次郎 ® 主たる事務所の所在地 ○○市○○町○○○番地 電 話 ○○○(○○○)○○○○

公職選挙法施行令第 110 条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者

氏 名 甲野太郎

住 所 〇〇市〇〇町〇〇〇番地 電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

職業○○○○

公職の種類 県議会議員

2 政治団体としての届出先 茨城県選挙管理委員会

3 証票交付申請枚数 6 枚

枚数制限があります。(P67 を参照)

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札・看板の数	立札・看板の規格及び記載内容
○○市○○町○○番地 ○○市○○町○○番地 ○○市○○町○○番地 ○○市○○町○○番地	1 2 2 1 1 か 1箇所につき 2枚まで	150cm 150cm 150cm 150cm 150cm 40cm で脚や枠等を含めた大きさです。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は(0)枚です。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

、 既に交付された総数なので、通常は0となる。 数回に分けて交付を受ける場合や、他の後援 団体で交付を受けている場合のみ、その総数 を記載。

候補者の氏名 甲野太郎